

臨床工学科

臨床工学科科長 熊川 忠

1 部門目標

- ・医療機器保守点検の拡充
- ・生命維持管理装置の操作における安全性の確立

2 業務体制・スタッフ

臨床工学技士法は昭和 62 年 5 月に国会を通過し、昭和 63 年 4 月に施行された法律で、臨床工学技士の定められた業務は主として、「医師の指示により生命維持管理装置の操作及び保守点検」となっている。

臨床面では、循環状態の不安定な患者に使用する補助循環装置、腎臓機能低下時に使用する血液浄化装置、心臓カテーテル検査時に患者の血行動態を監視する患者監視装置等の操作、週 1 度ペースメーカー外来があるためペースメーカーアナライザを使用しペースメーカー管理を医師の指示の下行っている。その他、アフレーシスなども多く施行しています。夜間・休日の緊急時は、院外待機をしており、呼び出し後は所属科医師の指示に従い臨床治療に参画しています。

工学面では、臨床で使用する医療機器、生命維持管理装置等の保守点検を行い、使用時における機器のトラブルの低減に努めています。

3 業務実績

| | 項目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|---------|----------|-------|
| | | 件数 | 件数 |
| 臨床業務 | 心臓カテーテル | 412 | 253 |
| | IABP | 6 | 3 |
| | PCPS | 1 | 0 |
| | CART | 31 | 24 |
| | CRRT | 8 | 7 |
| 点検業務 | 輸液ポンプ | 5179 | 5541 |
| | シリンジポンプ | 2637 | 2529 |
| | 経腸栄養ポンプ | 49 | 61 |
| | 除細動器 | 373 | 92 |
| | AED | 1349 | 71 |
| | 透析装置 | 243 | 2 |
| | 人工呼吸器 | 48 | 17 |
| | アイノフロー | 5 | 24 |

4 1年間の総括

臨床業務の心臓カテーテル検査は減少、他臨床業務に関しては大きな変化はありませんでした。点検業務では除細動器・AED の点検を各部門に依頼すると同時にリモートチェックに切り替えたため点検回数が減少しています。輸液ポンプ、シリンジポンプの院内在庫数の見直しを図り適性台数による運用を実施しました。

新年度に向けて1月より1名増員となり心臓血管外科再開へ向けて準備・シュミレーションに取り組んできました。

5 今後の目標

臨床工学技士の基本方針は高度医療機器が増す病院のスタッフとし、急性期から慢性期にかけて、高度救急医療に伴い必要とされる ME 機器の操作、保守点検を強化することで、より安全性と、質の高い診療提供の補助に貢献すること、緊急治療に迅速に対応できる体制作りを目標に今後も努力していきます。